

## 介護保険サービス事業所を運営するにあたって

介護保険サービス事業所を運営するにあたっては、介護保険法（平成9年法律第123号）や姫路市基準条例及び要綱に定める規定等を遵守しなければなりません。

監査指導課では、介護保険サービス事業者向けに、ホームページを通じて手続きに必要な情報や様式等を公開しています。手続きごとに確認すべき掲載先をお示ししますので、その内容について必ず確認してください。

なお、姫路市ホームページ内検索を用いて検索する際には、「該当ページタイトル」又は「ID番号」のどちらを入力しても検索していただけます。

### 1 新規指定について

介護保険法による指定を受けようとする場合に必要となる手続き等について掲載しています。

指定申請を行うに当たって、提出期限が定められています。提出期限までに申請書類を提出しなかった場合、指定を受けることが出来ませんので、必ず、該当ページを確認の上、必要な手続きを行ってください。

なお、指定申請を行う前に、必ず監査指導課と事前協議を行う必要があります。

#### 【掲載先】

(居宅サービスの場合) [居宅サービス]新規指定(許可)申請 (ID:2898)

(地域密着型サービスの場合) [地域密着型サービス]新規指定申請 (ID:2949)

※なお、地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、指定申請に至る前段の手続きとして、「介護保険課との協議」または「高齢者支援課の公募による選考」が必要ですので、事前に担当課へご相談ください。

#### 【留意点】

指定申請を行ってから姫路市の指定を受けるまで約1月半の期間があります。当初提出していた添付書類を含む申請書類において、変更が生じた場合は、必ず申請書類の変更を申し出てください。

変更の申し出を行わず、指定を受けた場合、不正の手段による指定を受けたとして、当該指定の取消しを行うことがあります。

### 2 指定更新について

介護保険法による指定を更新する場合に必要な手続き等について掲載しています。

介護保険サービス事業を継続して行うには、6年ごとに指定の更新が必要です。更新申請を行わないまま、指定有効期限が過ぎた場合、事業を継続することができませんので、必ず、該当ページを確認の上、必要な手続きを行ってください。なお、更新対象事業所に対しては、事前に通知します。

#### 【掲載先】

(居宅サービスの場合) [居宅サービス]指定(許可)更新申請 (ID:2880)

(地域密着型サービスの場合) [地域密着型サービス]指定更新申請 (ID:2633)

### 3 変更の届出について

介護保険法による指定に係る事項について変更があった場合に必要となる手続き等について掲載しています。

介護保険サービス事業所の指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更があった日から10日以内に、姫路市へ届け出なければなりません。

変更の届出が必要となる事項及びその際に必要となる提出書類についても掲載していますので、必ず、該当ページを確認の上、必要な手続きを行ってください。

#### 【掲載先】

(居宅サービスの場合) [居宅サービス]変更・休止・廃止等に関する届出(ID:2928)

(地域密着型サービスの場合) [地域密着型サービス] 変更・休止・廃止等に関する届出(ID:2621)

### 4 事業の廃止又は休止について

指定を受けた介護保険サービス事業を廃止、又は休止する場合に必要な手続き等について掲載しています。

介護保険サービス事業を廃止し、又は休止しようとする場合、廃止日又は休止日の一月前までに、姫路市へ届け出なければなりません。

#### 【掲載先】

(居宅サービスの場合) [居宅サービス]変更・休止・廃止等に関する届出(ID:2928)

(地域密着型サービスの場合) [地域密着型サービス] 変更・休止・廃止等に関する届出(ID:2621)

### 5 事業の再開について

休止した介護保険サービス事業を再開する場合に必要な手続き等について掲載しています。

休止した介護保険サービス事業を再開した場合、再開した日から10日以内に、姫路市へ届け出なければなりません。

なお、事業を再開するに当たっては、必ず監査指導課に事前相談を行ってください。

#### 【掲載先】

(居宅サービスの場合) [居宅サービス]変更・休止・廃止等に関する届出(ID:2928)

(地域密着型サービスの場合) [地域密着型サービス] 変更・休止・廃止等に関する届出(ID:2621)

## 6 介護給付費の算定及び加算・減算について

新たに事業を開始した場合及び加算の算定をし、又は減算の適用を受ける場合に必要となる手続き等について掲載しています。

新たに加算等を算定する場合、介護保険サービスごとに提出期限が定められており、提出期限までに、姫路市へ届け出なければなりません。

届出が必要となる事項及びその際に必要となる提出書類についても掲載していますので、必ず、該当ページを確認の上、必要な手続きを行ってください。

### 【掲載先】

[居宅サービス] [地域密着型サービス] 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(ID:2785)

[共通] 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算に関する届出(ID:2875)

## 7 業務管理体制の整備について

業務管理体制の整備について、必要となる手続き等について掲載しています。

初めて介護保険サービス事業所を運営するに当たっては、法令等遵守のために、業務管理体制を整備しなければなりません。

届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更届を姫路市に提出しなければなりません。

### 【掲載先】

[介護保険] 業務管理体制整備に関する届出について(ID:3037)

## 8 その他掲載情報について

(1) 姫路市における介護保険事業所の人員基準・運営基準等に関する留意事項

姫路市における介護保険事業所の人員基準・運営基準等に関する解釈等について掲載しています。

### 【掲載先】

姫路市における介護保険事業所の人員基準・運営基準等に関する留意事項(ID:9291)

(2) 実地指導について

姫路市が過去に実施した実地指導において、指摘した事項を掲載しています。

### 【掲載先】

[介護保険] 実地指導について(ID:8274)

## 9 お問い合わせ先

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所8階

姫路市健康福祉局保健福祉部監査指導課介護指定担当

電話番号：079-221-2490 FAX 番号：079-221-2487

E-Mail：kaigo-kansashido@city.himeji.lg.jp

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

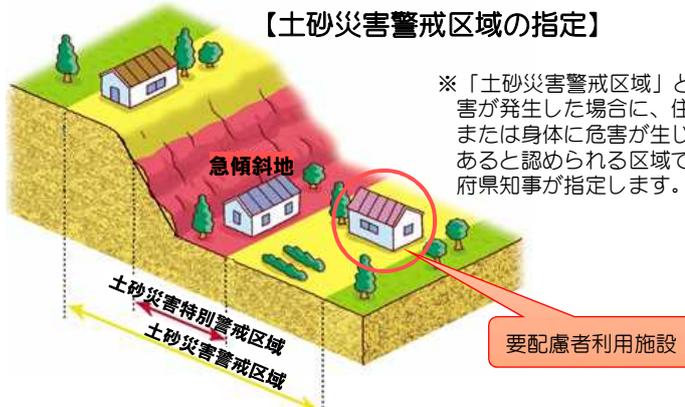
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

### （社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

### （学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

### （医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1

## 避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



### 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

<避難確保計画作成に関する情報>

- 姫路市地域防災計画（姫路市ホームページ）

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004062.html>

※避難確保計画作成対象施設は、「資料編 資料 5 から 10（PDF 形式、15.25MB）」の P436～から掲載

- 「避難確保計画について」（姫路市ホームページ）

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004087.html>

<避難確保計画作成に役立つ情報>

- 兵庫県 CG ハザードマップ

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

- 姫路市各種ハザードマップ

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000014098.html>

<避難確保計画提出先>

〒670-0940

姫路市三左衛門堀西の町 3 番地 姫路市防災センター5 階 姫路市危機管理室

kikikanri@city.himeji.lg.jp